

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）

担当課：文化スポーツ部 文化振興課

件 名：第4期大和市文化芸術振興基本計画の策定について

提出理由：第4期大和市文化芸術振興基本計画を策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため

内 容：

1. 大和市文化芸術振興基本計画とは

- ・大和市文化芸術振興基本計画は、市の文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年12月に制定された大和市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）において策定することが規定されている計画である。

2. 背景等

- ・平成23年3月、第1期大和市文化芸術振興基本計画を策定。その後、平成26年に第2期計画を、平成31年には、現行の計画である第3期計画を策定。これまで、計画に基づき、様々な施策・事業を展開してきた。
- ・この間、わが国では、コロナ禍を経験したことにより文化芸術の分野においてもICTを活用する動きが浸透したことや、アニメや漫画などのポップカルチャーが世界で躍進するなど、文化芸術を取り巻く社会状況が変化してきている。
- ・こうした状況の中、令和6年度をもって、現計画の期間が終了を迎えることから、本市の文化芸術のさらなる発展を図るため、社会状況の変化を踏まえ、新たな計画を策定する必要がある。

3. 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

(2) 計画策定の基本的な考え方

- ・条例に定める目的と基本理念を具現化するため施策目標とそれを達成するための方策を示す。
- ・施策目標については、計画の連続性を持たせるため、現計画の施策体系を継承する。

- ・方策については、第10次大和市総合計画との整合を図りつつ、環境やニーズの変化を踏まえ、新しいものを取り入れる。

(3) 施策目標と方策

- ・施策目標として、次の6つを定める。
 - ①市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める
 - ②地域の文化を大切に守り、次代につなぐ
 - ③すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる
 - ④文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる
 - ⑤大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする
 - ⑥多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる
- ・施策目標の下に、具体的な取組として22の方策を設定し、このうち各目標の達成に向け、特に力を入れて推進するものを重点方策として定める。
- ・重点方策は、文化芸術を取り巻く状況の変化の内容や文化芸術施策が抱える課題等を踏まえて、選定する。

(4) 計画推進に向けて

- ・文化芸術振興の総合的な推進を図るため、市や事業者等の役割を明らかにするとともに、市民、文化芸術団体などに期待する役割を方策毎に定める。
- ・施策目標の達成のために特に重要となる指標をモニタリング項目として設定し、これらの項目等の達成状況の調査を定期的に行いながら、文化芸術振興審議会による審議等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行う。

経 過

H21.12 大和市文化芸術振興条例制定

H23.3 第1期大和市文化芸術振興基本計画策定

R5.5 市民アンケート調査の実施

R6.7～ 庁内検討会議の開催

R6.7～ 文化芸術振興審議会での協議

今後の予定

R6.12 意見公募手続

R7.1 教育委員会定例会での意見聴取

R7.1 文化芸術振興審議会への諮問

R7.2 文化芸術振興審議会からの答申

R7.3 第4期計画の決定